

秋田市し尿くみ取りに関する指導要綱

平成16年12月20日
市長決裁

改正 平成17年1月11日、18年4月1日、19年4月1日、20年4月1日

21年4月1日、23年4月1日、25年4月1日、26年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市一般廃棄物処理実施計画に従って、し尿の収集および運搬（以下「し尿くみ取り」という。）等を許可業者が適正に行うため、し尿くみ取りの区域割、収集方法、料金の種別、し尿くみ取り料金基準額（以下「基準額」という。）等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 許可業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（し尿くみ取りに限る。）をいう。

(2) 市民等 くみ取りの対象となる一般家庭および事業所等をいう。

(区域割)

第3条 し尿くみ取りは、別表第1に掲げる区域割によって行うものとする。

(収集方法および料金の種別)

第4条 一般家庭は、毎月1回定期的に収集するものとする。ただし、これによりがたい場合は、申込みにより収集するものとする。

2 事業所等は、申込みにより収集するものとする。

3 料金の種別は、定額制又は従量制とし、適用区分は別表第2に掲げるとおりとする。

(し尿くみ取り料金)

第5条 し尿くみ取り料金は、別表第3に掲げる額を基準とする。

(基準額の改定)

第6条 許可業者は、基準額の改定を希望するときは、原価計算書等の資料を添えて、改定理由、改定率、改定時期を明示した要望書を市長に提出するものとする。

2 市長は、第1項の規定による要望書が提出されたときは、遅滞なく秋田市し尿くみ取り料金基準額検討委員会に諮問し、その答申を尊重して、当該要望書に対する回答をしなければならない。

3 市長は、基準額を改定したときは、広報あきた等で周知するものとし、許可業者は、市民等に文書で、周知するものとする。

(許可業者の配慮事項)

第7条 許可業者は、次に掲げる事項に配慮し、し尿くみ取りを行うものとする。

(1) 従量制でし尿くみ取りをするときは、収集車両を水平な場所に止め、計量を適切に行い、市民等に計量の立会いを求めるように努めること。

(2) ホースで砂礫等を吸引しないようにすること。

(3) し尿が飛散し、又は流出しないようにするとともに、悪臭等により生活環境に支障が生じないように努めること。

2 許可業者は、し尿等を汚泥再生処理センターに搬入するときは、月日、登録車番、収集運搬量等を記載した投入伝票を提出するものとする。

3 許可業者は、収集車両の点検、整備および洗車を常に行い、車両の保全と清潔の保持に努めるものとする。

(市民等の協力事項)

第8条 市民等は、許可業者がし尿くみ取りをするときは、次に掲げる事項に協力するよう努めるものとする。

(1) 定額制による場合は、世帯構成員が増減したときは、速やかにその地域を担当する許可業者に届け出ること。

(2) 従量制による場合は、し尿くみ取りするときに、数量確認のため立会いに努めること。

(3) トイレの所有者等は、便槽への雨水の浸入を防止するとともに、汚物の漏えい等のないようにすること。

(4) 便器の清掃等に当たり、洗剤、薬品等を使用する場合は、適正量を

使用すること。

(5) トイレトペーパー以外の投棄を行わないこと。

(6) 冬期は、便槽の蓋の周囲を除雪する等、し尿くみ取りに支障のないように努めること。

(連絡会)

第9条 市と許可業者とは、し尿くみ取りに関して、その状況および情報等を共有するために、定期的に連絡会を開催するものとする。

(実績報告)

第10条 許可業者は、毎日のし尿くみ取り量および使用車両等の実績を、翌月10日までに市長に報告するものとする。

2 許可業者は、浄化槽清掃の実績を、翌月10日までに市長に報告するものとする。

(助言および指導)

第11条 市長は、し尿くみ取りに関して必要があると認めるときは、許可業者および市民等に対して必要な助言又は指導をすることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月11日から施行する。

(し尿くみ取りに関する指導要綱の廃止)

2 し尿くみ取りに関する指導要綱（昭和60年7月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市し尿くみ取りに関する指導要綱の規定は、この要綱の施行の日以後のし尿くみ取り料金から適用し、同日前のし尿くみ取り料金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市し尿くみ取りに関する指導要綱第5条の規定は、この要綱の施行の日以後のし尿くみ取り料金から適用し、同日前のし尿くみ取り料金については、なお従前の例による。